

第 10 号議案

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条
例第 9 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の条に対応する改正前の欄の条が存在しな
い場合にあっては、当該改正後の欄の条を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の条及びそれに対応する改正後の欄の条に
下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の条を当該改正後
の欄の条とする。

改正前	改正後
<p>第 21 条 略</p>	<p>第 21 条 略</p> <p>（妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等）</p> <p>第 22 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。</p> <p>（勤務環境の整備に関する措置）</p> <p>第 23 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>

第 2 2 条 略

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

第 2 4 条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 8 月 5 日提出

上尾、桶川、伊奈衛生組合

管理者 小 野 克 典

提 案 理 由

育児等と仕事の両立を支援するため、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を講じるため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。